

## 2 電離放射線及び有機溶剤健康診断

### 1 予定数量

#### (1) 電離放射線健康診断

項目	前期件数	後期件数	合計
電離放射線健康診断基本項目	200	200	400
貧血検査	40	40	80

#### 【注意事項】

- ① 前期及び後期の対象者数は約200名。
- ② 「電離放射線健康診断基本項目」とは、別表第1の電離放射線健康診断検査項目の(1)～(7)を指す。
- ③ 受診者数を請求すること。ただし、深夜業務等従事職員健康診断において重複する項目を受診した者については計上しない。
- ④ 上記数量については、変動する。

#### (2) 有機溶剤健康診断

項目	前期件数	後期件数	合計
有機溶剤健康診断基本項目	5	5	10
尿代謝物検査	5	5	10
貧血検査	1	1	2
肝機能検査	1	1	2
判断料	1	1	2
採血料	1	1	2

#### 【注意事項】

- ① 前期及び後期の対象者数は約5名。
- ② 「有機溶剤健康診断基本項目」とは、別表第1の有機溶剤健康診断検査項目の(1)～(5)を指す。
- ③ 「判断料」及び「採血料」については、「貧血検査」又は「肝機能検査」を行った場合、当該検査に伴うものとして発生する。
- ④ 受診者数を請求すること。ただし、深夜業務等従事職員健康診断において重複する項目を受診した者については計上しない。
- ⑤ 上記数量については、変動する。

### 2 実施内容

#### (1) 健康診断実施日程

前期：平成26年6月上旬～同年7月下旬

後期：平成26年11月上旬～同年12月中旬

なお、電離放射線健康診断及び有機溶剤健康診断は深夜業務等従事職員健康診断の実施の際に併せて実施する。(日程や巡回箇所等については深夜業務等従事職員健康診断と同様)

#### (2) 検査項目

別表第1 「電離放射線健康診断及び有機溶剤健康診断 検査項目」のとおり

(3) 健診対象者

電離放射線健康診断及び有機溶剤健康診断のそれぞれの対象者は次のとおりである。なお、対象者の所属、氏名、生年月日等必要な情報については、本機構から健診機関に情報提供する。

ア 電離放射線健康診断

本機構職員のうち、労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる放射線業務に従事する職員

イ 有機溶剤健康診断

本機構職員のうち、労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤を取り扱う職員

※ 対象者の所属、氏名等については、「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第3のとおり、本機構から健診機関に情報提供する。

(4) 健診実施及び結果通知

健診実施及び結果通知文等の納品時期については、深夜業務等従事職員健康診断と同様とする。

(5) 健診結果

ア 健診結果の判定基準

判定基準については、原則として、健診機関で定めている基準を用いることとするが、産業医の指示等により、別途本機構で指定した場合は、本機構と協議のうえ、その指示に従うこと。

また、事前に健診機関で定めている基準については、本機構に提示すること。

イ 健診結果の報告

深夜業務等従事職員健康診断の健診結果送付と同時とすること。

(ア) 個人宛結果報告

個人ごとに、次に記載した結果報告を作成し、所属、氏名コード及び氏名欄の見える窓を開き封筒に封入し、当該職員が受診した日から2週間から遅くとも3週間後までには本機構に納品すること。ただし、健診機関から直接送付を指示する場合もある。

所属、氏名コード、氏名、生年月日、性別、受診日、検査数値（検査結果）、  
基準値、結果判定

(イ) 所属長宛結果報告

個人宛結果報告を送付する職員の結果について、所属ごとにまとめた所属長宛の結果報告（下記参照）を作成し、個人宛結果報告と併せて所属ごとに封入し、当該所属宛封筒の宛名を「(所属名) 所属長様 親展」と記載し、(ア) の期日までに納品すること。

a～cのいずれも健診機関の定めた様式でよい。

- a 特殊健康診断結果報告書（所属ごとに必要な措置・診断結果を記載したもの）
- b 電離放射線健康診断にあっては、電離放射線障害防止規則第58条に定める電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）に定める項目を盛り込んだ書類
- c 有機溶剤健康診断にあっては、有機溶剤中毒予防規則第30条の3に定める有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第3号の2）に定める項目を盛り込んだ書類

(ウ) 総務課長宛結果報告

前期及び後期の健康診断終了後、総務課長宛の結果報告（上記「(イ) 所属長宛結果報告」と同じ）を作成し、宛名を「総務課長 親展」とし、本機構に納品すること。

(エ) 本機構宛結果報告

前期及び後期の健康診断終了後、次に記載した結果報告を作成し、本機構に納品すること。

- a 特殊健康診断結果報告書（所属ごとにまとめた必要な措置・診断結果を記載したもの）
- b 電離放射線健康診断に係る結果報告書及び個人票

(a) 電離放射線障害防止規則第58条に定める電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）に定める項目を盛り込んだ書類

(b) 電離放射線障害防止規則第57条に定める電離放射線健康診断個人票（様式第1号）に定める項目を盛り込んだ書類

- c 有機溶剤健康診断にかかる結果報告書及び個人票

(a) 有機溶剤中毒予防規則第30条の3に定める有機溶剤等健康診断結果報告書（様式第3号の2）に定める項目を盛り込んだ書類

(b) 有機溶剤中毒予防規則第30条に定める有機溶剤等健康診断個人票（様式第2号）に定める項目を盛り込んだ書類

(オ) 電子データによる報告

前期及び後期の健康診断終了後、本機構宛に受診者の健診結果について、電子データを作成し、本機構に納品すること。

電子データのレイアウト等については、健診機関が健康診断実施までにサンプルを作成し、本機構と協議を行うこと（別表第2及び「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第4を参照）。

(6) 委託料

本機構が結果報告の内容を検査し、毎月の委託事項の完了を確認後、健診機関からの請求があったときは、結果報告の報告件数と請求書の請求件数とに齟齬がなく、適正であると認めたときは、30日以内にこれを支払うものとする。

(7) 共通仕様書

「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

(8) その他

本機構が提供する「定期の放射線業務従事者健康診断 調査（問診）票」に必要な所見等を記載すること。

その他不明な点等については、本機構の指示に従うこと。

別表第1

## 電離放射線健康診断、有機溶剤健康診断 検査項目

検査項目	前 期	後 期	
電離放射線健康診断	(1)問診 (2)内科診察 (3)指導 (4)皮膚の検査 (5)眼の検査 (6)貧血検査 (7)白血球数、白血球数百分率の検査	(1)～(7)の検査を実施  ※前期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。	(1)～(7)の検査を実施  ※後期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。
有機溶剤健康診断	(1)問診 (2)内科診察 (3)指導 (4)尿検査 (5)尿代謝物検査 (6)貧血検査 (7)肝機能検査	(1)～(5)の検査を実施する。 必要に応じて(6)又は(7)の検査を実施する。  ※前期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。  ※ 有機溶剤健康診断対象者が取り扱う有機溶剤の種類については、健診機関が健診実施時に聴取すること	(1)～(5)の検査を実施する。 必要に応じて(6)又は(7)の検査を実施する。  ※後期の深夜業務等従事職員健康診断を受診する者については、重複する検査項目は省略する。  ※ 有機溶剤健康診断対象者が取り扱う有機溶剤の種類については、健診機関が健診実施時に聴取すること